

令和4年第1回越谷市国民健康保険運営協議会 (書面会議)

次 第

1. 議 事

(1)令和4年度越谷市国民健康保険特別会計当初予算(案)について……………資料1

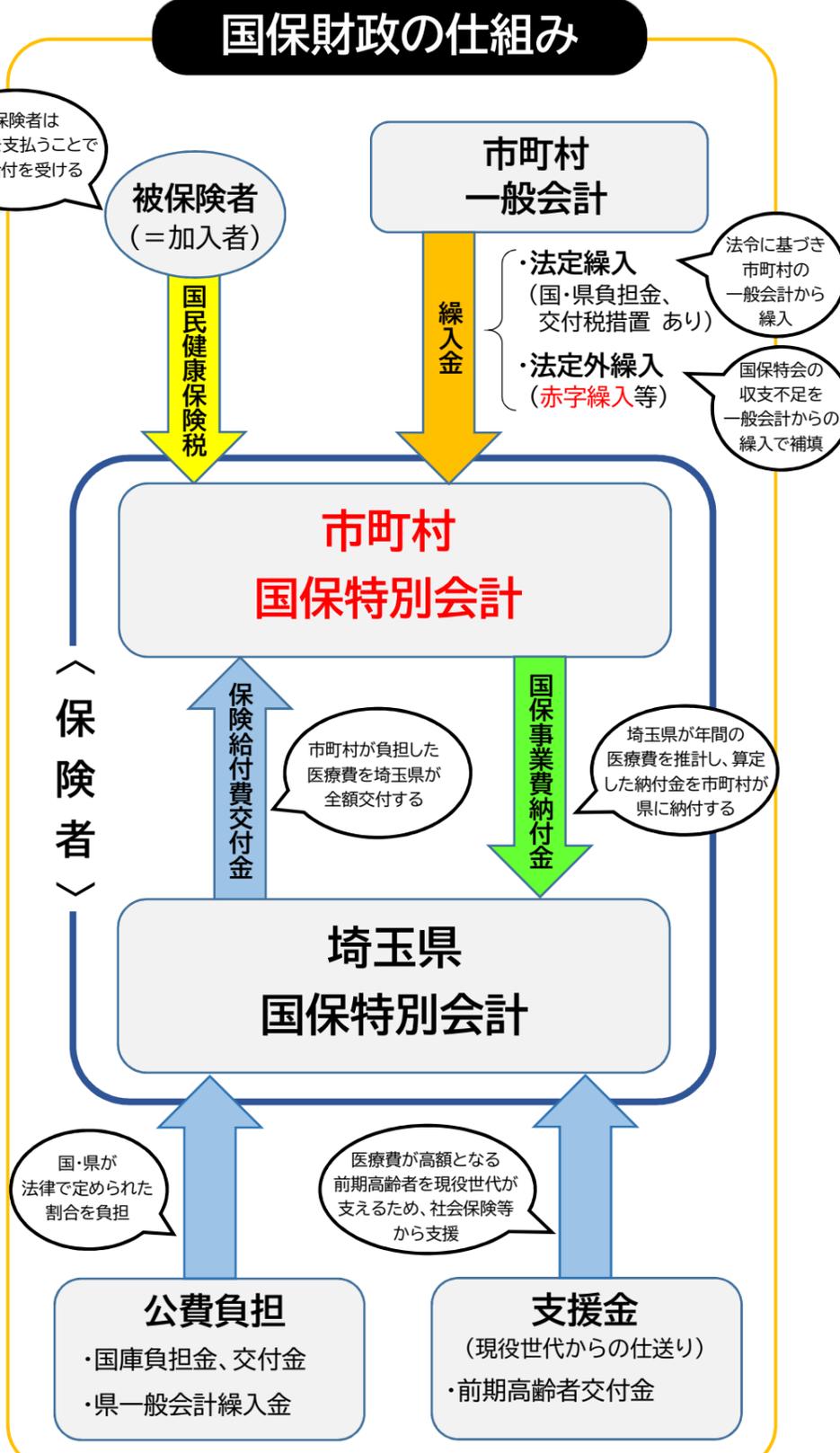
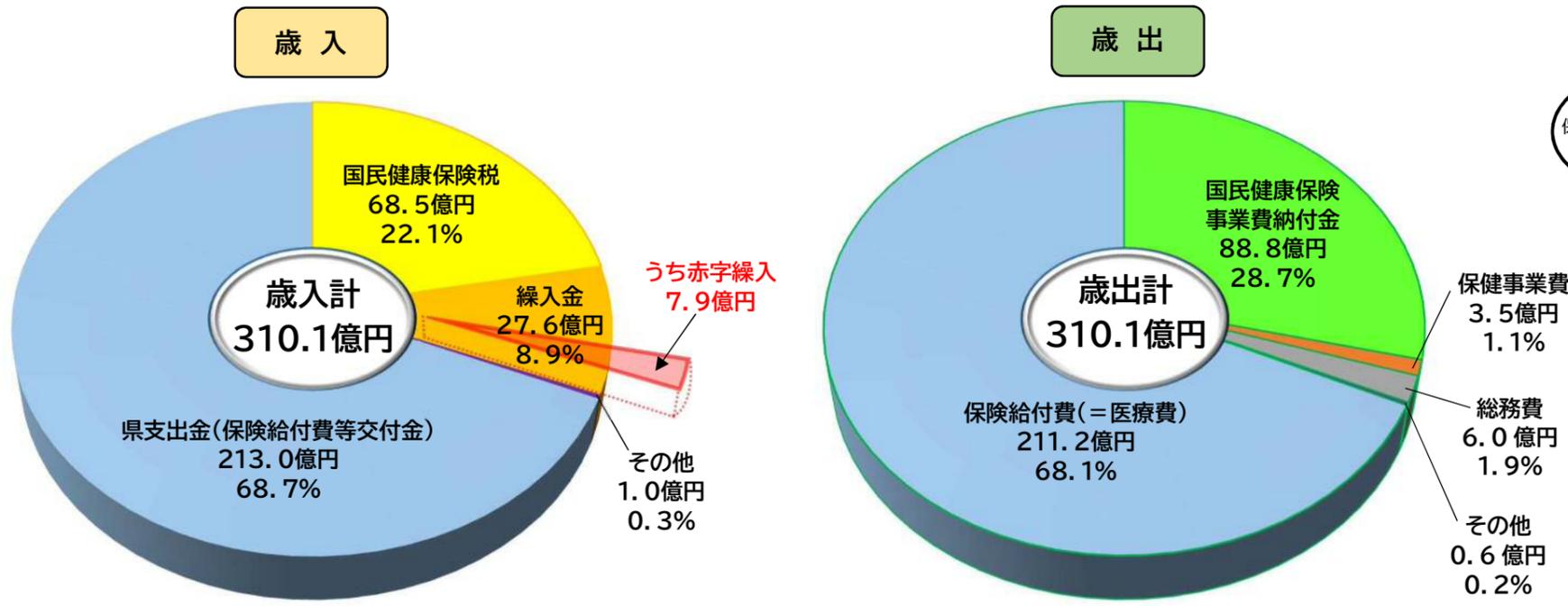
(2)令和4年度の保健事業(案)について……………資料2

2. 報 告 事 項

(1)赤字削減・解消計画の変更について(案)……………資料3

参考資料 「赤字削減・解消計画の見直しについて(答申)」の写し

令和4年度 国民健康保険特別会計 当初予算(案)について



〈歳入〉

〈歳出〉

区分(款)	令和4年度 (千円)	令和3年度 (千円)	増減		区分(款)	令和4年度 (千円)	令和3年度 (千円)	増減	
			額(千円)	率(%)				額(千円)	率(%)
1 国民健康保険税	6,849,040	6,528,700	320,340	4.91	1 総務費	594,680	625,510	▲ 30,830	▲ 4.93
3 国庫支出金	10	10	0	0.00	2 保険給付費※2	21,119,560	21,282,070	▲ 162,510	▲ 0.76
4 県支出金	21,301,000	21,366,000	▲ 65,000	▲ 0.30	3 国民健康保険事業費納付金	8,883,500	8,702,600	180,900	2.08
5 財産収入	10	10	0	0.00	医療給付費分	5,990,000	5,714,500	275,500	4.82
6 繰入金	2,760,000	3,060,000	▲ 300,000	▲ 9.80	後期高齢者支援金等分	2,012,500	2,078,100	▲ 65,600	▲ 3.16
その他一般会計繰入金※1	839,000	1,242,000	▲ 403,000	▲ 32.45	介護納付金分	881,000	910,000	▲ 29,000	▲ 3.19
7 繰越金	52,000	52,000	0	0.00	5 保健事業費	351,960	383,150	▲ 31,190	▲ 8.14
2,8 諸収入他	47,940	43,280	4,660	10.77	4,6,7,8,9 諸支出金他	60,300	56,670	3,630	6.41
合計	31,010,000	31,050,000	▲ 40,000	▲ 0.13	合計	31,010,000	31,050,000	▲ 40,000	▲ 0.13

※1 地方単独事業の波及増分の繰入れを含む

※2 出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料を含む

(注)上記は基本的に医療給付について表したものであり、他の制度である後期高齢者医療制度及び介護保険制度についても、被保険者から保険税を徴収し、県に納付金を支払っている。

越谷市国民健康保険の状況

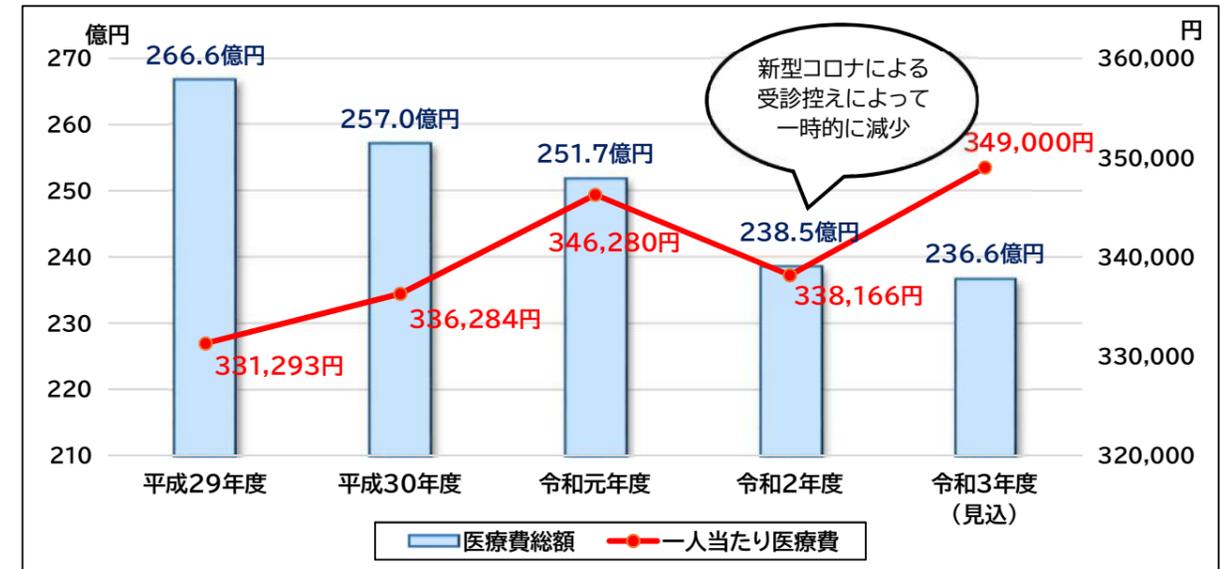
【被保険者数の推移】



ポイント!

- ・少子高齢化の進展等によって、被保険者(=加入者)は年々減少している。
- ・また、世帯数も徐々に減少している。

【医療費の推移】



ポイント!

- ・被保険者の減少に伴い、医療費総額は年々減少している。
- ・一方、高齢化などによって、一人当たりの医療費は増加傾向にある。

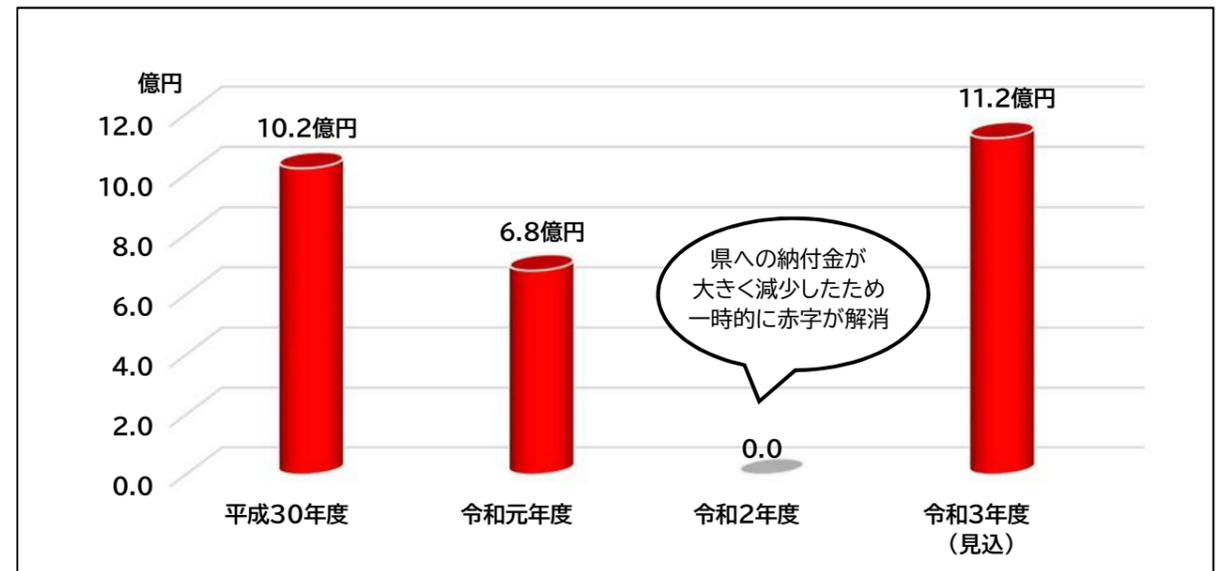
【年代別加入割合】



ポイント!

- ・国保は会社を退職後に加入する方が多いため、65歳以上の加入割合が非常に高い。
- ※人数は令和2年9月末の人数。

【国保の赤字の状況】



ポイント!

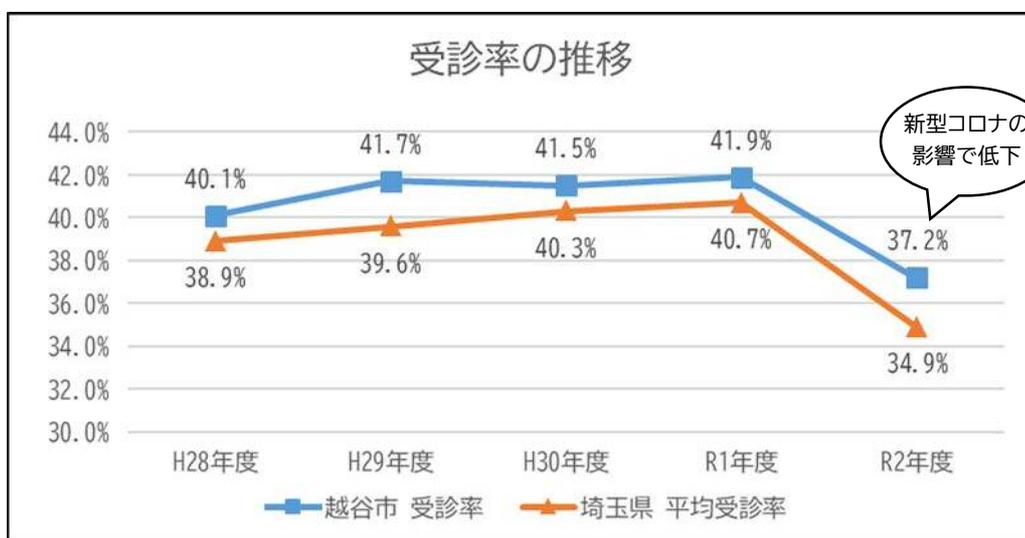
- ・国保は退職した高齢者や低所得の方が多く、赤字が常態化している。
- ・国・県からは早期の赤字の解消が求められている。

令和4年度の保健事業(案)について

国民健康保険では増え続ける医療費への対策が大きな課題となっています。医療費を縮減するためには、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などの取組みが重要となりますが、越谷市では、以下のような保健事業を計画的かつ効果的に実施することで医療費の縮減に努めています。

1. 特定健康診査

生活習慣病は自覚症状が少なく、気づかないうちに進行してしまいます。そのため、生活習慣病にかかりやすくなる40歳以上の国保加入者を対象に、生活習慣病を予防・早期発見するための特定健康診査(身長・体重・腹囲・血圧等の測定、尿検査、血液検査など)を無料で実施します。



2. 特定健康診査未受診者勧奨事業

国保の特定健康診査の受診率は40%程度と社会保険に比べて低いことから、受診率向上対策として、医療機関や自治会掲示板へのポスター掲示や自治会回覧板などで周知啓発活動を行うとともに、未受診者に対しては、受診勧奨ハガキの送付や電話での勧奨を行います。

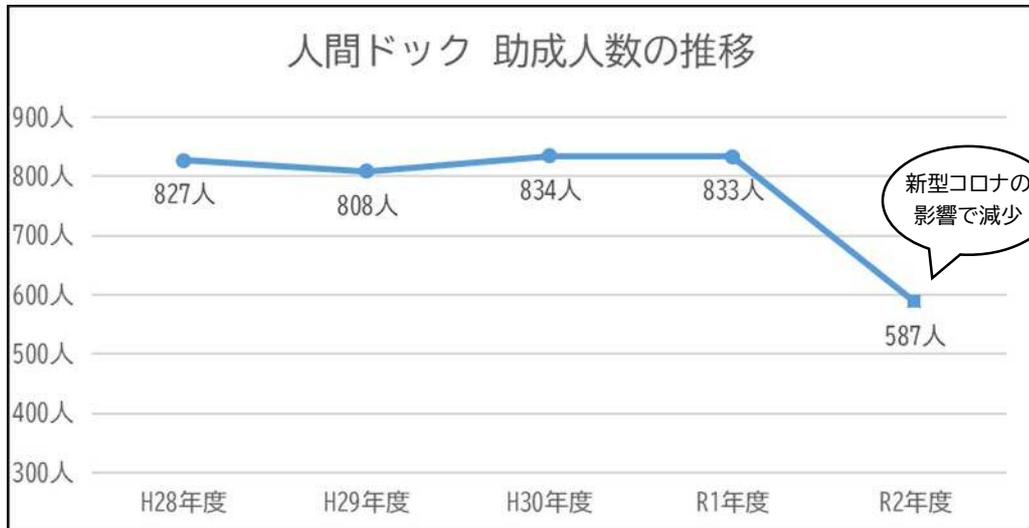
【未受診者勧奨の実績】

年度	受診勧奨ハガキの送付	送付件数	電話での勧奨	架電件数
R3	未受診者の直近の健診受診状況などを5パターンに分類し、それぞれの分類に合った内容の勧奨ハガキを送付	29,100件	勧奨ハガキを送った未受診者のうち、直近3年間の健診の受診が不定期である方に電話による勧奨を実施	3,048件

3. 人間ドック検診料助成事業

市が実施する特定健康診査ではなく、より多くの検査を行う人間ドック検診を受けられた方に対して、健康の保持増進を図ることを目的に、人間ドックの検査に要した費用の一部を助成します。

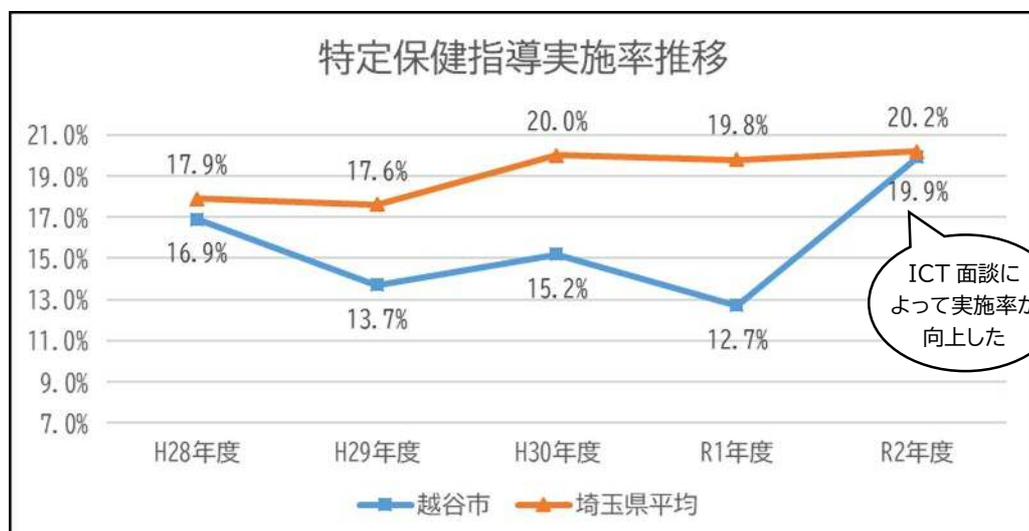
対象は40歳以上の市の特定健康診査を受診していない国保加入者で、10,000円を上限として人間ドックの検診費用を助成します。



4. 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対し、食生活の見直しや適度な運動などで生活習慣を改善するプログラムを行う特定保健指導を実施します。この保健指導により、生活習慣病を予防・改善し、対象者の健康増進と医療費の縮減に繋げていきます。

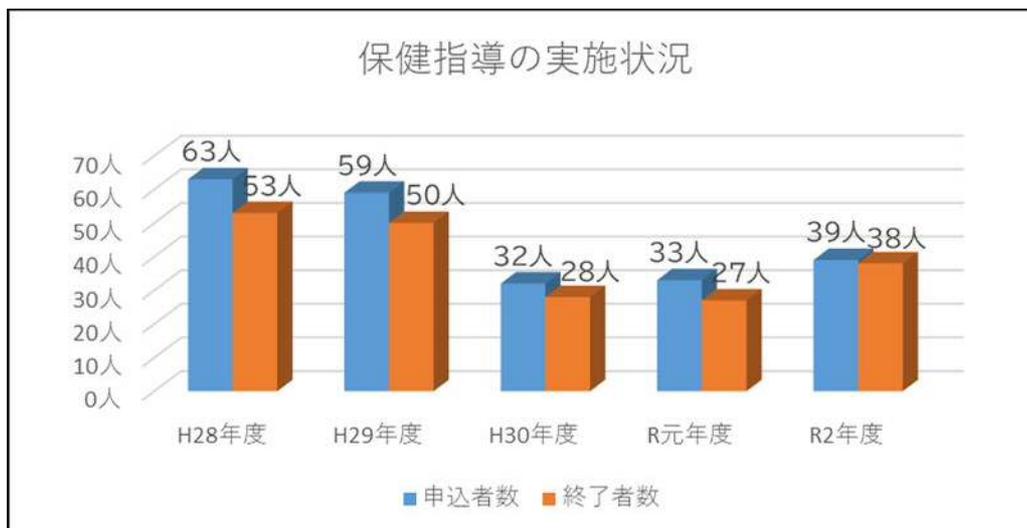
なお、令和2年度から、対面での保健指導に加え、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、パソコンやスマートフォンなどのICT機器を活用した遠隔での面談による保健指導を本格的に始めた結果、特定保健指導の実施率が向上しました。



5. 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

特定健康診査の結果、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関への未受診者と受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して「保健指導」を実施することで、糖尿病患者が人工透析へと移行することを防止します。

この事業は、平成28年度から、埼玉県・埼玉県国民健康保険団体連合会・県内市町村との共同事業として実施しています。



6. 健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業

特定健康診査の結果、血圧や脂質の値が受診勧奨値にもかかわらず、医療機関を受診していない方に対し、医療機関への受診を促す通知を発送し、生活習慣病が重症化することを予防します。

この事業は、令和3年度から新たに始めた事業で、令和4年1月と3月に実施しますが、1月には73名に通知を送付しました。

7. 重複頻回・服薬対策事業

同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している方や同一薬効の調剤の投与を重ねて受けている方(本人)及びその家族に対し、保健師が適切な療養方法などの指導を行い、対象者の健康保持と早期回復を目指します。

また、令和3年度からは、新たに同一月内に10種類以上の医薬品の処方がある3か月連続多剤服薬者に、服薬している薬の確認を促す通知を送付しています。

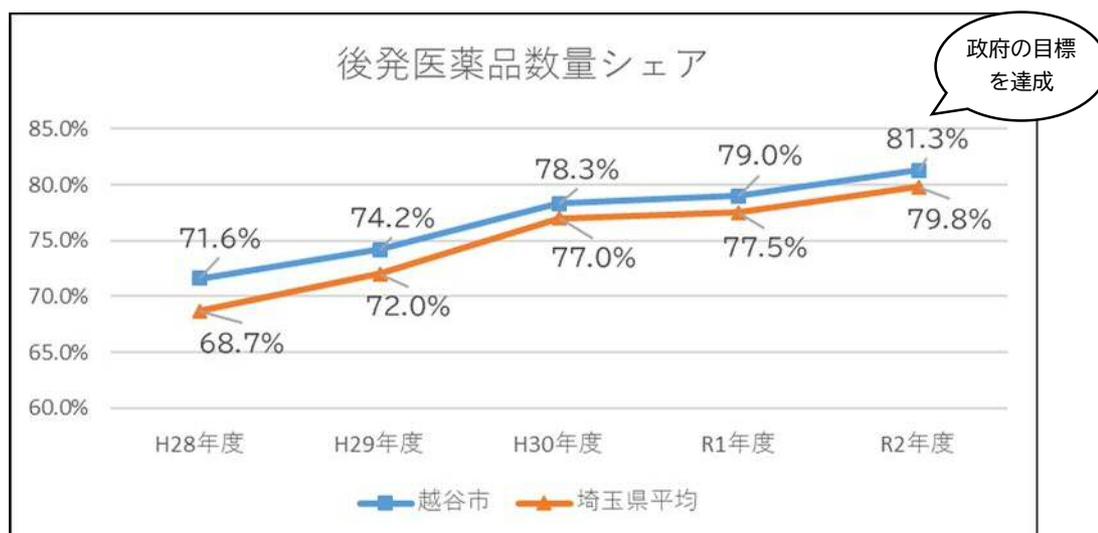
【重複頻回・服薬対策事業の実績】

年度	内 容	実施人数
R3	文書による通知指導	19人
	訪問指導	2人
	電話指導	8人
	多剤服薬者に対する通知	763人

8. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書

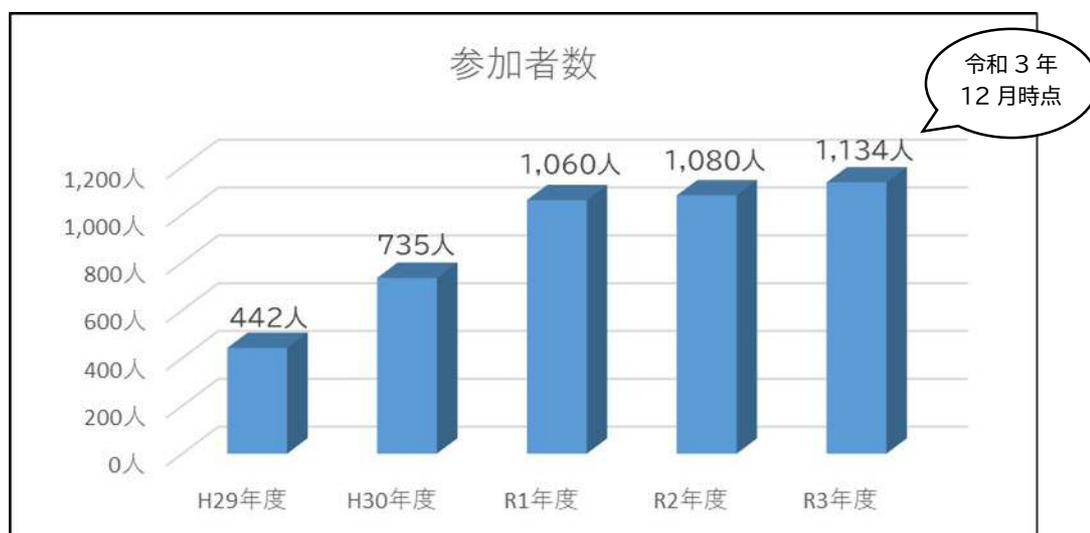
同一の効能・効果があり、新薬と比べて安価である後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進するため、高血圧、脂質異常症、糖尿病に関する医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月の自己負担額を100円以上安くできる方に、利用差額通知書を送付します。

政府は、ジェネリック医薬品の普及が患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するとして、ジェネリック医薬品を積極的に推進しており、数量シェアを80%以上にする目標が設けられましたが、本市では令和2年度にこの目標を達成しています。



9. 埼玉県コバトン健康マイレージ事業

歩いた歩数や各種検(健)診の受診、健康教室の参加などに対してポイントを付与し、貯まったポイントによって抽選で市や県内の特産品等を提供する「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」を埼玉県と県内市町村とで共同で実施し、手軽に楽しみながら参加者の健康づくりを支援しています。



赤字削減・解消計画の変更(案)について

1. 赤字削減・解消計画について

(1) 県国保運営方針の策定と赤字削減・解消計画

- 平成27年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度から埼玉県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となって国保運営の中心的役割を担うこととなった。
- そのため、埼玉県は、市町村等から意見を聴取し、国保運営の基本方針を示した「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定した(計画期間:平成30年度～平成32年度)。
- 県国保運営方針の中で、赤字市町村は赤字解消計画書を作成し、赤字の削減・解消を図ることが目標とされた。

(2) 赤字削減・解消計画の策定

- 県運営方針を受け、市長から越谷市国民健康保険運営協議会に「赤字削減・解消計画の策定について」諮問し、平成30年7月に以下の答申をいただいた。

- ①赤字を平成35年度(令和5年度)までに概ね50%程度削減することを目指し、解消までの期間を10年程度とすることが適当である。
- ②赤字については、まず、「保健事業の推進」「医療費の適正化」「収納率の向上」などにより、削減・解消を図る必要がある。
- ③しかし、そうした取組みを行っても、なお、赤字が削減できない場合には、平成31年度(令和元年度)に保険税を改定することはやむを得ない。
- ④平成31年度(令和元年度)以降の保険税の見直し時期は、3年又は4年ごとに見直しを行うことが適当である。

- この答申を踏まえ、平成31年3月に赤字削減・解消計画を策定するとともに、平成31年度(令和元年度)からの保険税率を改定した。

<赤字削減・解消計画>

	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	平成32年度 (令和2年度)	平成33年度 (令和3年度)	平成34年度 (令和4年度)	平成35年度 (令和5年度)
赤字額	10億2,473万円	6億3,380万円	7億4,870万円	8億8,824万円	5億2,561万円	6億4,104万円

- ・赤字額は、平成28年度の12億8,289万円を基準に、平成35年度(令和5年度)までに50%の削減を目指し、解消までの期間を10年程度とする(平成36年度以降の具体的な削減額は定めていない)。
- ・平成31年度に保険税率を改定する。また、保健事業の推進、医療費適正化、収納率の向上の取組みを行っても、なお、赤字が削減・解消しない場合には、3年又は4年後に保険税率の見直しを行う。

<平成31年度(令和元年度)保険税率の改定>

	①所得割			②均等割		
	改定前	改定後	増減率	改定前	改定後	増減率
医療保険分	8.20%	8.20%	+0.00%	26,500円	26,500円	+0円
後期高齢者支援金分	1.70%	2.20%	+0.50%	7,500円	9,000円	+1,500円
介護保険分	1.70%	1.90%	+0.20%	8,500円	9,500円	+1,000円
合計	11.60%	12.30%	+0.70%	42,500円	45,000円	+2,500円

2. 赤字削減・解消計画の見直しについて

(1) 県国保運営方針(第2期)の策定

- 埼玉県は、令和2年12月に、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第2期の県国保運営方針を策定した。
- 国から赤字解消が強く求められていることから、第2期の県国保運営方針では、赤字解消を「令和8年度」までとすることが目標とされた。

(2) 越谷市国民健康保険運営協議会への諮問と答申

- 平成30年7月の答申で「保険税見直しの時期は、3年又は4年ごとに見直しを行うことが適当である」とのご意見をいただいたこと、また、県国保運営方針(第2期)によって令和8年度までの赤字解消が目標とされたことから、令和3年6月に「赤字削減・解消計画の見直しについて」改めて越谷市国民健康保険運営協議会に市長から諮問を行った。
- 協議会では、4回にわたりご協議いただき、令和3年10月に以下の答申をいただいた。

- ①現行の本市計画では、令和10年度までの赤字解消を目途としているが、埼玉県の運営方針で目標とされた令和8年度までに赤字を解消することが適当である。
- ②医療費縮減や収納率向上の対策等に取り組む、赤字縮減に努めることが重要である。
- ③しかし、これらの取組を行ってもなお、赤字の解消が見込めないことから、保険税の引上げもやむを得ない。
- ④また、県の標準保険税率の応能応益割合を目標に、段階的に見直しが必要である。
- ⑤改定時期は、令和8年度までの赤字解消のため、令和4年度の改定が妥当である。
- ⑥それ以降の保険税率の見直しは、2年ごとに行うのが望ましい。

(3) 保険税率の改定方針と令和4年度保険税率の改定

- 県国保運営方針(第2期)及び国保運営協議会からの答申を踏まえ、国民健康保険事業の安定した運営を図るため、赤字削減・解消を目的として、本市の保険税率改定の方針を定めた。

<本市の保険税率改定の方針>

- ①令和8年度までに赤字を解消するためには、一人平均19,800円の引上げが必要である。
- ②応能応益割合(所得割:均等割)は、現在の「65:35」から、県の標準保険税率の割合である「55:45」へと令和8年度までに段階的に見直していく。
- ③被保険者の負担を平準化するため、令和4年度、6年度、8年度の3回に分けて改定する。
- ④令和4年度の改定は、一人平均+6,600円(+7.4%)、応能応益は「62:38」を見込む。

○令和4年度については、上記方針に基づき、保険税率を改定することとし、令和3年12月定例会にて議決をいただいた。

<令和4年度保険税率の改定>

	①所得割			②均等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減率
医療保険分	8.20%	7.80%	▲0.40%	26,500円	29,000円	+2,500円
後期高齢者支援金分	2.20%	2.45%	+0.25%	9,000円	10,500円	+1,500円
介護保険分	1.90%	2.20%	+0.30%	9,500円	11,500円	+2,000円
合計	12.30%	12.45%	+0.15%	45,000円	51,000円	+6,000円

- ・一人当たり平均+6,600円、+7.4%の改定。
- ・多子世帯への負担軽減対策として、改定による影響が比較的大きい世帯に対し、負担軽減対策として、18歳までの3子以降の均等割を免除する。
- ・また、地方税法の改正に伴い、令和4年度から未就学児の均等割を2分の1に減額する。

(4)赤字削減・解消計画の変更(案)

○赤字削減・解消計画については、県を通じて国に提出しているが、今般の県国保運営方針(第2期)と国保運営協議会からの答申に基づいた見直しによって、これまでの計画から大きく変更となることから、新たな計画へと変更することとする。

<赤字削減・解消計画の変更について>

- ・赤字解消年度を2年前倒して、令和8年度までに赤字を解消することとする。
- ・引き続き、「保健事業の推進」「医療費の適正化」「収納率の向上」に取組み、赤字額の縮減に努める。
- ・保険税率の改定については、被保険者の負担を平準化するため、令和4年度、6年度、8年度の3回に分けて改定することを原則とする。
- ・ただし、令和6年度以降の改定については、赤字の状況や社会情勢を勘案し、保険税率の改定が必要か否かを改めて判断する。
- ・また、被保険者の負担軽減を図るため、引き続き国・県の公費拡充について、要望を継続して実施していく。
- ・市民の理解を得るため、国保の状況や保険税率の改定について、十分に周知を図っていく。

○具体的な変更計画(案)は次ページのとおりとし、令和4年3月までに変更計画を国・県に提出する。

赤字削減・解消計画の変更(案)

【現行計画】 ※金額は赤字額

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	10億2,473万円	6億3,380万円	7億4,870万円	8億8,824万円	5億2,561万円	6億4,104万円
実 績	10億2,473万円	6億8,379万円	0円	11億2,000万円 (見込)		
差	0円	+4,999万円	▲7億4,870万円	+2億3,176万円		

(注)県運営方針により、令和3年度以降は保健事業も赤字の対象となったことから、解消すべき赤字額が増加している。

【変更計画】

項目 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	7億9,300万円	6億4,100万円	3億5,200万円	3億9,100万円	0円(解消)

